

文教民生委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したから、会議規則第109条の規定により報告します。

令和6年(2024年)3月19日

宇部市議会議長 山下節子様

文教民生委員長 鴻池博之

記

事件の番号	件名	議決の結果	議決の理由
議案第27号	宇部市介護保険条例中一部改正の件	原案可決	介護保険法施行令の一部改正に伴い、令和6年度から令和8年度までの保険料率を定めるとともに、その他所要の整備を行うものであり、妥当なものと認めた。
議案第28号	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例中一部改正の件	原案可決	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の整備を行うものであり、妥当なものと認めた。
議案第29号	指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例中一部改正の件	原案可決	指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、所要の整備を行うものであり、妥当なものと認めた。
議案第30号	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例中一部改正の件	原案可決	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の整備を行うものであり、妥当なものと認めた。

事件の番号	件名	議決の結果	議決の理由
議案第31号	指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例中一部改正の件	原案可決	指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、所要の整備を行うものであり、妥当なものと認めた。
議案第32号	宇部市国民健康保険条例中一部改正の件	原案可決	国民健康保険法及び国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、保険料の賦課限度額の引上げ、退職者医療制度の廃止その他所要の整備を行うものであり、妥当なものと認めた。
議案第33号	宇部市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例中一部改正の件	原案可決	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、特定教育・保育施設における重要事項の掲示方法の見直しその他所要の整備を行うものであり、妥当なものと認めた。
議案第42号	宇部市体育施設（宇部市俵田翁記念体育館ほか3施設）に係る指定管理者の指定の件	原案可決	宇部市体育施設（宇部市俵田翁記念体育館ほか3施設）の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、市議会の議決を求めるものであり、妥当なものと認めた。
議案第43号	工事請負契約締結の件（恩田スポーツパーク施設（屋根付きグラウンド）新築工事）	原案可決	恩田スポーツパーク施設（屋根付きグラウンド）新築工事の請負契約を締結することについて、宇部市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、市議会の議決を求めるものであり、妥当なものと認めた。

事件の番号	件名	議決の結果	議 決 の 理 由
議 案 第 4 9 号	調停の成立について	原 案 可 決	調停を成立させることについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、市議会の議決を求めるものであり、妥当なものと認めた。